

(否 決)

沖縄県の米軍基地が PFAS 汚染源であることが判明した報道をふまえ、
米軍三沢基地周辺における PFAS 汚染の原因究明等を求める意見書

沖縄県の嘉手納、普天間両基地周辺の有機フッ素化合物（PFAS）汚染を巡り 2023 年 12 月、在日米軍が米軍基地を汚染源だと認めていたことが判明した。その際、米軍はその事実の公表を容認していたにもかかわらず、日本政府において公表されてこなかったことも分かった。

PFAS は自然界での分解が困難で、発がん性リスクや子どもの発育への影響が指摘されている危険物質である。その汚染源の特定は、地域住民の命と健康を守るうえで極めて重要であり、それが判明した時点で地域住民に公表することは当然である。それにもかかわらず、米軍が開示を認めていてもなお、日本政府が公表していなかったことは重大であり、二重三重に国民を裏切る行為である。厳しく抗議する。その経緯の説明が待たれる。

米軍基地周辺の PFAS 汚染が確認されている本県三沢基地でも同様の事態が起きていないかどうかが危惧される。

三沢基地周辺では、天狗森ため池や五川目堤において、PFOS 及び PFOA が国の指針値を上回って検出されている。その汚染の経路や発生源を明らかにすることは地域住民の不安解消のために不可欠である。今回、沖縄県では米軍基地が汚染源であったことが明らかになったことをふまえると、三沢米軍基地との関連も含め、汚染源及び汚染経路を早急に明らかにする必要がある。

よって、国においては、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 米軍三沢基地周辺で PFOS 及び PFOA が継続して指針値を超えて検出されていることについて、国の責任で汚染源及び汚染経路を徹底的に調査し、米軍三沢基地との関連の有無を明らかにすること。
- 2 米軍三沢基地内への立入りを実現し、基地内の土壌、地下水、排水等について PFAS の調査を行うこと。
- 3 米軍三沢基地における PFAS を含有する泡消火剤等の使用、保管、処分及び漏出事故等について、過去に遡って実態と履歴を明らかにするとともに、米軍に対して調査に必要な情報を速やかに提供するよう求めること。

- 4 米軍基地における PFAS 汚染に関して米側から提供された情報について、住民の安全・安心に関わる情報を適切かつ速やかに公表し、関係地方公共団体と共有すること。
- 5 調査によって米軍三沢基地に起因する汚染が確認された場合には、汚染された土壌、水等の除去・浄化をはじめ、汚染の拡大防止と環境回復に必要な措置を米側に求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 28 日

青 森 県 議 会

(第 327 回定例会・発議第 1 号・田名部定男外 8 名提出)

(否 決)

米国政府による国際刑事裁判所（ICC）赤根智子所長らへの制裁の撤回を
求める意見書

米国政府は２０２６年８月１８日、国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長らを制裁対象に指定した。

ICC は、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪という国際社会が重大な関心を寄せる犯罪について、個人の刑事責任を追及するため、国際刑事裁判所に関するローマ規程に基づいて設置された常設の国際刑事裁判所である。

ICC の管轄権や個々の手続き、判断について、国や個人が異なる見解を持つことは当然あり得る。しかし、裁判官等がその職務を遂行したことを理由として経済的な制裁措置を科すことは、国際司法の独立した活動に重大な影響を及ぼしかねず、国際社会における「法の支配」の観点から看過できない。

日本は２００７年にローマ規程の締約国となって以降、ICC の活動を支持しその運営を支えてきた。赤根智子氏についても、日本政府が ICC 裁判官候補として指名し、締約国会議での選挙を経て２０１８年に裁判官に就任した後、２０２４年３月には日本人として初めて ICC 所長に選出されている。今回の制裁措置の撤回に向けて、日本政府が積極的な役割を果たすことが求められている。

国際刑事司法に携わる者に対してその職務を理由とする制裁を科すことは、国際司法機関の独立した活動を脅かし、国際社会における「法の支配」に重大な影響を及ぼすものとして、米国政府による赤根智子所長らへの制裁措置に抗議するとともに、日本政府に対し、下記の事項を求める。

記

- １ 米国政府に対し、赤根智子所長らに対する制裁措置の撤回を明確に求めること。
- ２ ローマ規程締約国その他の関係国と協力し、ICC が外部からの圧力に左右されることがなく、その権限に基づいて活動できる環境を守るための外交的な取り組みを進めること。
- ３ 国際社会における「法の支配」を前進させる立場から、ICC に対する財政面、人材面を含む協力を今後も着実に進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月２８日

青 森 県 議 会

(否 決)

地方財政の充実に関する意見書(案)

地方公共団体には、少子高齢化・人口減少への対応に加え、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災など、多様な行政需要への対応が求められている。一方、物価や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、慢性的な人員不足により、地域公共サービスを維持するための財政基盤の強化が急務となっている。とりわけ本県では、急速な人口減少が進む中、地域医療や公共交通をはじめ、住民生活を支える行政サービスの維持・確保が大きな課題となっている。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源総額について前年度水準を確保してきた。令和8年度地方財政計画においても物価高や人件費の増大への対応が図られたが、令和9年度の政府予算及び地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰や賃金上昇を的確に反映し、人件費を含む地方一般財源総額を一層充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 社会保障、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築等の財政需要と人件費を的確に把握し、現行水準にとどまらない地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て、地域医療、介護、生活困窮者支援等の社会保障経費について、地方単独事業を含めて拡充し、人材確保に必要な財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率引上げ等により、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立するとともに、税源移譲等により地域間の財源偏在を是正すること。
- 4 減税政策の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を活用し、地方財政に影響が生じる場合は確実に補填すること。
- 5 「地方創生推進費」1兆円を、恒久的な財源として明確に位置付けること。
- 6 令和9年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
- 7 会計年度任用職員の一層の処遇改善に必要な財政措置を講じること。自治体業務システムの標準化・共通化、制度改正やマイナンバーカードの機能統合、サイバーセキュリティ対策等に伴うシステム改修費、事務費及び人件費について、必要な財政支援を行うこと。

- 8 地域公共交通の専任担当者確保を支援し、普通交付税の個別算定項目に位置付けるなど、施策を充実すること。
- 9 地域医療を安定的に確保するため、物価高騰等を踏まえ、公立病院への十分な財政支援を講じること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正の拡充等により、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。
- 11 自治体事業において労務費の適切な価格転嫁が行われるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月28日

青 森 県 議 会

(第327回定例会・発議第3号・田名部定男外7名提出)

(否 決)

女性及び障がい者等の視点を取り入れた防災・避難体制の
充実を求める意見書（案）

近年、全国各地で地震や豪雨等の自然災害が相次いでいる。本県においても、令和7年12月の青森県東方沖地震では八戸市で震度6強を観測し、本年6月の岩手県沖地震では階上町で震度6強を観測した。また、本年9月2日からの大雨では、河川の堤防決壊や農地の浸水・冠水等の被害が発生するなど、防災・減災体制の一層の充実が求められている。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等によって直面する困難が異なる。避難所におけるプライバシーや更衣・授乳スペース、生理用品等の確保、性暴力やDVへの対策のほか、障がい者にとっては、避難経路や施設のバリアフリー化、障がい特性に応じた情報提供、医療的ケア、服薬、介助及び電源の確保などが生命や健康に直結する課題となる。

こうした課題に対応するためには、災害発生後に配慮するだけでなく、平時から女性や障がい当事者等が防災計画や避難所運営などの意思決定に参画することが重要である。本県では、市町村防災会議の女性委員の割合が令和7年4月1日現在7.8%にとどまるほか、避難行動要支援者の個別避難計画についても、市町村によって作成状況に差が生じている。

また、本県では本年10月に、全国から障がいのある選手等が参加する第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」が開催される。これを契機として、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に避難し、尊厳を保ちながら避難生活を送ることのできる体制を改めて構築する必要がある。

よって、国におかれては、災害時に誰一人取り残されることのない防災・避難体制を構築するため、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国及び地方公共団体の防災計画、防災会議、避難所運営等の意思決定過程に、女性及び障がい当事者等の意見が十分反映されるよう、その参画を一層推進すること。
- 2 障がい者、高齢者その他の避難行動要支援者について、福祉専門職や地域関係者等と連携した個別避難計画の作成及び当事者参加による避難訓練を推進し、そのために必要な人的・財政的支援を充実すること。
- 3 避難所におけるプライバシーの確保、更衣・授乳スペースや生理用品等の確保、バリアフリー化、障がい特性に応じた情報保障、医療的ケアや電源の確保など、多様なニーズを踏まえた避難環境の整備を進めること。

- 4 避難所等における性暴力、DV、虐待等の防止及び相談支援体制を充実するとともに、災害派遣福祉チーム（DWAT）等による福祉的支援を迅速に提供できる体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月28日

青 森 県 議 会

（第327回定例会・発議第4号・田名部定男外10名提出）

(否 決)

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、１９６７年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、１９７１年には衆議院において決議されて以来、我が国の国是として歴代内閣に引き継がれてきた。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を二度と繰り返さないとの決意の下、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めてきた。また、１９９５年以来、国連総会に核兵器廃絶に関する決議案を毎年提出するなど、国際社会における核軍縮・不拡散の取組に一定の役割を果たしてきた。

一方、核兵器を取り巻く国際情勢は一層厳しさを増している。本年２月には、米露間に残された主要な二国間核軍備管理条約である新戦略兵器削減条約（新 START）が失効し、核軍縮・不拡散体制の先行きには不透明感が増している。また、核兵器保有国による国際法に反する武力行使や、核兵器の使用をほのめかす発言も続いており、核兵器使用の危険性に対する懸念が高まっている。

こうした状況の中、我が国においても安全保障政策の見直しに関連して非核三原則の在り方をめぐる議論があるが、核兵器の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、非核三原則は今後も我が国と地域の平和と安定を支える基本的な原則として尊重され、堅持されなければならない。

広島、長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さず、その実相を後世に伝えとともに、核兵器のない平和な世界の実現に向けて不断の外交努力を積み重ねていくことは、我が国に課せられた重要な使命である。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、非核三原則を今後とも尊重し、国是として堅持するとともに、核軍縮・不拡散及び核兵器のない世界の実現に向けた外交努力を一層推進することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月２８日

青 森 県 議 会

（第３２７回定例会・発議第５号・田名部定男外１０名提出）

(否 決)

こども・若者の性と健康を守るための包括的な取組の充実を求める意見書（案）

こども・若者が、自らの心と身体を大切にし、他者の尊厳を尊重しながら健康に成長していくためには、性と健康に関する正確な知識を得るとともに、必要な予防や相談、支援につながることでできる環境を整備することが重要である。

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性別を問わず感染する可能性があり、様々ながん等の原因となることが知られている。現在、HPV ワクチンの定期接種は女性を対象としているが、国においては男性への定期接種化に向けた検討が進められている。

また、国では、思春期から妊娠・出産等の各ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行う「性と健康の相談センター事業」を推進している。こども・若者が、妊娠、避妊、性感染症など性と健康に関する悩みを抱えた際に、周囲を気にすることなく安心して相談でき、必要な医療や支援につながる環境をさらに充実させる必要がある。

さらに、文部科学省は令和8年3月、「生命（いのち）の安全教育」の教材を改訂し、新たに「性的同意」について学ぶ内容を盛り込んだ。性犯罪・性暴力や SNS 等を通じた性的被害からこどもを守る観点からも、発達段階に応じ、身体の発達、妊娠・出産、性感染症、性的同意等について科学的知見に基づき体系的に学ぶ機会を保障することが求められている。

よって、国におかれては、こども・若者の性と健康及び尊厳を守るため、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 男性への HPV ワクチンについて、定期接種化に向けた検討を速やかに進め、性別にかかわらず必要な感染予防を受けられる環境の整備を図ること。
- 2 こども・若者が性や妊娠、避妊、性感染症等について安心して相談できるよう、「性と健康の相談センター事業」をはじめとする相談体制を充実するとともに、医療、保健、福祉等の関係機関との連携を強化すること。
- 3 次期学習指導要領の改訂に当たっては、性に関する指導上のいわゆる「はどめ規定」の在り方について必要な見直しを行うとともに、発達段階に応じ、身体の発達、妊娠・出産、性感染症、性的同意、性暴力の防止、インターネットや SNS 等における性的被害への対処などについて、科学的知見及び人権尊重に基づき体系的に学ぶことのできる教育を充実すること。

- 4 教職員への研修や医師、助産師、保健師等の専門職を活用した教育を充実し、地域や学校によって学ぶ機会に格差が生じないように、必要な人的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月28日

青 森 県 議 会

(第327回定例会・発議第6号・田名部定男外10名提出)

(可 決)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する
公費助成の継続を求める意見書(案)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的とし、現在、本制度における保育所等の退職手当支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされている。公費助成の在り方について、社会保障審議会福祉部会等においても検討が行われる中、令和7年度予算においては、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体との条件の同一化の観点等を踏まえて、更なる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとされた。

国においては、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組みとして、保育人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を求めており、こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、保育士の処遇改善の効果を損なうことなく保育が提供できるよう、公費助成を継続していく必要がある。

また、少子化対策が待ったなしとされる社会において、既に保育に従事する職員及びこれから職に就こうとする人材は、今後策定されていく様々な行動計画や制度政策の大きな柱である。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年10月1日

青 森 県 議 会

(第327回定例会・発議第7号・田中順造外45名提出)

(可 決)

松くい虫被害およびナラ枯れ被害に万全の対策を求める意見書(案)

本県では、深浦町で平成２３年に松くい虫被害が、また、平成２２年にはナラ枯れ被害が初めて確認され、県はこれまで被害拡大防止に向け、被害木の早期発見と伐倒、駆除の徹底等、各種対策を講じてきたところである。

松くい虫被害については、令和３年には民有林・国有林合わせて１４９本だったものが、年を追うごとに増加し、令和７年の確定値では１，５４０本（民有林：１，１８７本、国有林：３５３本）と令和３年の１０倍以上となった。

ナラ枯れ被害については、県内自治体の半数以上にあたる３０市町村に被害が拡大しており、令和７年度確定値での被害木が、民有林・国有林合わせて１１８，９２５本となり過去最多となった。また令和８年現在も歯止めがかからず被害木は１２０，０００本を超えている。特に青森県内の国有林は６０，０００本以上であり、東北管内で比較しても近年桁違いに広がっている状況にある。

松くい虫被害やナラ枯れ被害によって、森林の景観が損なわれるだけではなく、森林資源の循環利用への影響や、枯損した木の倒木、防風機能、水源かん養機能など森林の有する公益的機能への影響等が懸念されている。

被害拡大の要因として、暖冬や猛暑の影響により病気を媒介する昆虫の活動が活発化したことが、一因と考えられているが、近年の気象状況からみれば、今後のさらなる被害拡大も十分予想され、予断を許さない状況にある。

よって、国においては、松くい虫被害及びナラ枯れ被害のさらなる拡大防止を図るため、国有林での対策を徹底するとともに、本県に対して国庫補助事業予算を優先的に配分するなど、万全の対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年１０月１日

青 森 県 議 会

(第３２７回定例会・発議第８号・田中順造外４５名提出)